

# ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）

平成24年7月4日（告示第1622号）一部改正  
令和2年12月11日（告示第2406号）一部改正

## 1 定義

シードロット規格に適合した弱毒ニューカッスル病ウイルス及び弱毒鶏伝染性気管支炎ウイルスを同規格に適合した発育鶏卵で増殖させて得たウイルス液を混合し、凍結乾燥したワクチンである。

## 2 製法

### 2.1 製造用株

#### 2.1.1 ニューカッスル病ウイルス

##### 2.1.1.1 名称

弱毒ニューカッスル病ウイルスB<sub>1</sub>株又はこれと同等と認められた株

##### 2.1.1.2 性状

8週齢の鶏に10<sup>6.0</sup>EID<sub>50</sub>を点眼接種し、又は総排泄腔に擦入しても病原性を示さない。

10日齢の発育鶏卵に1EID<sub>50</sub>を注射すると増殖し、鶏胚を約5日で死亡させる。

##### 2.1.1.3 マスターシードウイルス

###### 2.1.1.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシードウイルスは、SPF動物規格の1.1に適合した発育鶏卵で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシードウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して-70℃以下又は凍結乾燥して5℃以下で保存する。

マスターシードウイルスについて、3.1.1の試験を行う。

マスターシードウイルスは、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシードウイルスから小分製品までの最高継代数は、5代以内でなければならない。

##### 2.1.1.4 ワーキングシードウイルス

###### 2.1.1.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシードウイルスは、SPF動物規格の1.1に適合した発育鶏卵で増殖及び継代する。

ワーキングシードウイルスは凍結して-70℃以下又は凍結乾燥して5℃以下で保存する。

ワーキングシードウイルスについて、3.1.2の試験を行う。

##### 2.1.1.5 プロダクションシードウイルス

###### 2.1.1.5.1 増殖及び保存

プロダクションシードウイルスは、SPF動物規格の1.1に適合した発育鶏卵で増殖させる。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、凍結して-70℃以下又は凍結乾燥して5℃以下で保存する。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、3.1.3の試験を行う。

### 2.1.2 鶏伝染性気管支炎ウイルス

#### 2.1.2.1 名称

弱毒鶏伝染性気管支炎ウイルスH120株又は製造に相当と認められた株

#### 2.1.2.2 性状

4日齢の鶏に $10^{3.0}$ EID<sub>50</sub>を点鼻又は点眼接種すると、一過性の軽い呼吸器症状を示すことがある。8～10日齢の発育鶏卵の尿膜腔内に注射すると、増殖し、鶏胚を2～7日後に死亡させ、又は鶏胚の発育不全若しくはカーリングを起こす。

#### 2.1.2.3 マスターシードウイルス

##### 2.1.2.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシードウイルスは、SPF動物規格の1.1に適合した発育鶏卵で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシードウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して $-70^{\circ}\text{C}$ 以下又は凍結乾燥して $5^{\circ}\text{C}$ 以下で保存する。

マスターシードウイルスについて、3.1.1の試験を行う。

マスターシードウイルスは、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシードウイルスから小分製品までの最高継代数は、5代以内でなければならない。

#### 2.1.2.4 ワーキングシードウイルス

##### 2.1.2.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシードウイルスは、SPF動物規格の1.1に適合した発育鶏卵で増殖及び継代する。

ワーキングシードウイルスは凍結して $-70^{\circ}\text{C}$ 以下又は凍結乾燥して $5^{\circ}\text{C}$ 以下で保存する。

ワーキングシードウイルスについて、3.1.2の試験を行う。

#### 2.1.2.5 プロダクションシードウイルス

##### 2.1.2.5.1 増殖及び保存

プロダクションシードウイルスは、SPF動物規格の1.1に適合した発育鶏卵で増殖させる。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、凍結して $-70^{\circ}\text{C}$ 以下又は凍結乾燥して $5^{\circ}\text{C}$ 以下で保存する。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、3.1.3の試験を行う。

## 2.2 製造用材料

### 2.2.1 ニューカッスル病ウイルス

#### 2.2.1.1 発育鶏卵

SPF動物規格の1.1に適合した9～11日齢のものを用いる。

マスターシードウイルス及びワーキングシードウイルスを増殖、継代及び保存する場合の発育鶏卵並びにプロダクションシードウイルスを増殖及び保存する場合の発育鶏卵について、3.2の試験を行う。

### 2.2.2 鶏伝染性気管支炎ウイルス

#### 2.2.2.1 発育鶏卵

SPF動物規格の1.1に適合した10～12日齢のものを用いる。

マスターシードウイルス及びワーキングシードウイルスを増殖、継代及び保存する場合の発育鶏卵並びにプロダクションシードウイルスを増殖及び保存する場合の発育鶏卵について、3.2の試験を行う。

## 2.3 原液

## 2.3.1 ニューカッスル病ウイルス原液

### 2.3.1.1 発育鶏卵の培養

1 回に処理する発育鶏卵を個別発育鶏卵とみなす。

個別発育鶏卵について、3.3の試験を行う。

### 2.3.1.2 ウイルスの培養

プロダクションシードウイルスを2.3.1.1の発育鶏卵で培養して、尿膜腔液を採取し、そのろ液、遠心上清又はこれを濃縮したものを原液とする。

原液に相当と認められた必要最少量の抗生物質を加えてもよい。

原液について3.4.1及び3.4.2.1の試験を行う。

## 2.3.2 鶏伝染性気管支炎ウイルス原液

### 2.3.2.1 発育鶏卵の培養

1 回に処理する発育鶏卵を個別発育鶏卵とみなす。

個別発育鶏卵について、3.3の試験を行う。

### 2.3.2.2 ウイルスの培養

プロダクションシードウイルスを2.3.2.1の発育鶏卵で培養して、尿膜腔液を採取し、そのろ液、遠心上清又はこれを濃縮したものを原液とする。

原液に相当と認められた必要最少量の抗生物質を加えてもよい。

原液について3.4.1及び3.4.2.2の試験を行う。

## 2.4 最終バルク

ニューカッスル病ウイルス原液及び鶏伝染性気管支炎ウイルス原液を混合し、相当と認められた希釈液及び安定剤を加えて調製したものを最終バルクとする。この場合、相当と認められた必要最少量の抗生物質を加えてもよい。

## 2.5 小分製品

最終バルクを小分容器に分注して凍結乾燥し、小分製品とする。

小分製品について、3.5の試験を行う。

## 3 試験法

### 3.1 製造用株の試験

#### 3.1.1 マスターシードウイルスの試験

##### 3.1.1.1 同定試験

シードロット規格の1.4.2.1.1.1を準用して試験するとき、適合しなければならない。

##### 3.1.1.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

##### 3.1.1.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

##### 3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験

###### 3.1.1.4.1 共通ウイルス否定試験

一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、2.1及び2.2を準用して試験するとき、適合しなければならない。

###### 3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験

###### 3.1.1.4.2.1 特定ウイルス否定一般試験

鶏脳脊髄炎ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1及び3.1.2を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、鶏脳脊髄炎ウイルスについて3.1.1.4.2.2に規定する試験を実施する製剤については、本試験を実施しなくてもよい。

#### 3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験

鶏白血病ウイルス、細網内皮症ウイルス及び鶏脳脊髄炎ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.1、3.2.2及び3.2.10を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、鶏脳脊髄炎ウイルスについて3.1.1.4.2.1に規定する試験を実施する製剤については、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の3.2.10の試験を実施しなくてもよい。

#### 3.1.1.5 対象動物を用いた免疫原性試験

一般試験法の対象動物を用いた免疫原性試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

#### 3.1.1.6 対象動物を用いた安全性確認試験

一般試験法の対象動物を用いた安全性確認試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

#### 3.1.1.7 病原性復帰確認試験

一般試験法の病原性復帰確認試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

#### 3.1.1.8 マーカー試験

ニューカッスル病ウイルスについて実施する。小分試験において、マーカー試験を実施する場合には、本試験の実施を省略することができる。

##### 3.1.1.8.1 試験材料

###### 3.1.1.8.1.1 試料

検体のウイルス含有量を0.5mL当たり1羽分及び1/10羽分含まれるように適当と認められた希釈液で調整したものを試料とする。

###### 3.1.1.8.1.2 培養細胞

生ワクチン製造用材料の規格1.1に適合した9～10日齢の発育鶏卵の胚から得た細胞を細胞増殖用培養液（付記1）で浮遊し、約20cm<sup>2</sup>以上のシャーレに分注し、培養し、単層となったものを用いる。

###### 3.1.1.8.2 試験方法

試料0.5mLをそれぞれ2枚以上の培養細胞に接種し、37℃で60分間静置した後、重層寒天培地（付記2）を重層し、37℃で4日間培養し、ブラック形成能を試験する。

###### 3.1.1.8.3 判定

培養4日後に細胞を観察するとき、ブラックの形成を認めてはならない。

#### 3.1.2 ワーキングシードウイルスの試験

##### 3.1.2.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

##### 3.1.2.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

#### 3.1.3 プロダクションシードウイルスの試験

##### 3.1.3.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

### 3.1.3.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

## 3.2 発育鶏卵の試験

### 3.2.1 孵卵性状試験

シードロット規格の3.2.1を準用して試験するとき、適合しなければならない。

## 3.3 個体別発育鶏卵の試験

個体別発育鶏卵の1%以上又は30個以上を対照発育鶏卵とし、これについて次の試験を行う。

### 3.3.1 培養観察

対照発育鶏卵を、ウイルスを接種することなく、ウイルスの培養と同じ条件で培養し、観察するとき、鶏胚に異常を認めてはならない。

### 3.3.2 鶏赤血球凝集試験

3.3.1の試験最終日に尿膜腔液を採取し、0.5vol%の鶏赤血球浮遊液を等量加え、60分間静置し、観察するとき、赤血球凝集を認めてはならない。

## 3.4 原液の試験

### 3.4.1 生菌数限度試験

一般試験法の生菌数限度試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

### 3.4.2 ウイルス含有量試験

#### 3.4.2.1 ニューカッスル病ウイルス

##### 3.4.2.1.1 試験材料

##### 3.4.2.1.1.1 試料

検体をリン酸緩衝食塩液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

##### 3.4.2.1.1.2 発育鶏卵

生ワクチン製造用材料の規格1.1に適合した9～11日齢のものを用いる。

##### 3.4.2.1.2 試験方法

試料0.1mLずつをそれぞれ5個以上の発育鶏卵の尿膜腔内に注射し、37℃で5日間培養し、観察する。試験最終日に尿膜腔液を採取し、0.5vol%鶏赤血球浮遊液を用いて赤血球凝集試験を行う。

##### 3.4.2.1.3 判定

尿膜腔液に赤血球凝集を認めたものを感染とみなし、EID<sub>50</sub>を算定する。ただし、24時間以内に死亡したものは、除外する。

検体のウイルス含有量は、1 mL中10<sup>8.8</sup>EID<sub>50</sub>以上でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、そのウイルス含有量とする。

#### 3.4.2.2 鶏伝染性気管支炎ウイルス

##### 3.4.2.2.1 試験材料

##### 3.4.2.2.1.1 試料

検体をリン酸緩衝食塩液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

##### 3.4.2.2.1.2 発育鶏卵

生ワクチン製造用材料の規格1.1に適合した9～10日齢のものを用いる。

##### 3.4.2.2.2 試験方法

試料0.1mLずつをそれぞれ5個以上の発育鶏卵の尿膜腔内に注射し、37℃で7日間培養し、

観察する。試験最終日に鶏胚の変化を観察する。

#### 3.4.2.2.3 判定

鶏胚に死亡又は変性（発育不全、カーリング）を認めたものを感染とみなし、EID<sub>50</sub>を算出する。ただし、24時間以内に死亡したものは、除外する。

検体のウイルス含有量は、1 mL中10<sup>6.8</sup>EID<sub>50</sub>以上でなければならない。

### 3.5 小分製品の試験

#### 3.5.1 特性試験

一般試験法の特性試験法を準用して試験するとき、固有の色調を有する乾燥物でなければならない。溶解したものは、固有の色調を有する液体又は均質な懸濁液でなければならない。異物及び異臭を認めてはならない。小分容器ごとの性状は、均一でなければならない。

#### 3.5.2 真空度試験

一般試験法の真空度試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

#### 3.5.3 含湿度試験

一般試験法の含湿度試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

#### 3.5.4 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

#### 3.5.5 サルモネラ否定試験

一般試験法のサルモネラ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

#### 3.5.6 生菌数限度試験

一般試験法の生菌数限度試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

#### 3.5.7 ウイルス含有量試験

##### 3.5.7.1 ニューカッスル病ウイルス

試験品の鶏伝染性気管支炎ウイルスを、抗鶏伝染性気管支炎ウイルス血清（付記1）を非働化したもので中和したものを試料とし、3.4.2.1を準用して試験するとき、試験品のウイルス含有量は、1羽分当たり10<sup>5.5</sup>EID<sub>50</sub>以上でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、そのウイルス含有量とする。

##### 3.5.7.2 鶏伝染性気管支炎ウイルス

試験品のニューカッスル病ウイルスを、抗ニューカッスル病ウイルス血清（付記2）を非働化したもので中和したものを試料とし、3.4.2.2を準用して試験するとき、試験品のウイルス含有量は、1羽分当たり10<sup>3.0</sup>EID<sub>50</sub>以上でなければならない。

#### 3.5.8 マーカー試験

3.1.1.8を準用して試験するとき、適合しなければならない。ニューカッスル病ウイルスのマスターシードウイルスにおいて、マーカー試験を実施する場合には、本試験の実施を省略することができる。

##### 3.5.8.1 試験材料

###### 3.5.8.1.1 試料

試験品の鶏伝染性気管支炎ウイルスを、抗鶏伝染性気管支炎ウイルス血清を非働化したもので中和し、リン酸緩衝食塩液を用いてニューカッスル病ウイルスが0.5mL当たり1羽分及び1/10羽分含まれるように濃度を調整したものを試料とする。

###### 3.5.8.1.2 培養細胞

生ワクチン製造用材料の規格1.1に適合した9～10日齢の発育鶏卵の胚から得た細胞を細胞増殖用培養液（付記3）で浮遊し、約20cm<sup>2</sup>以上のシャーレに分注し、培養し、単層となったものを用いる。

#### 3.5.8.2 試験方法

試料0.5mLをそれぞれ2枚以上の培養細胞に接種し、37℃で60分間静置した後、重層寒天培地（付記4）を重層し、37℃で4日間培養し、ブラック形成能を試験する。

#### 3.5.8.3 判定

培養4日後に細胞を観察するとき、ブラックの形成を認めてはならない。

#### 3.5.9 安全試験

##### 3.5.9.1 試験材料

###### 3.5.9.1.1 接種材料

試験品を、リン酸緩衝食塩液を用いてウイルスが0.03mL当たり10羽分含まれるように濃度を調整し、接種材料とする。

###### 3.5.9.1.2 試験動物

生ワクチン製造用材料の規格1.1に適合した発育鶏卵由来の4日齢の鶏を用いる。

###### 3.5.9.2 試験方法

試験動物の10羽を試験群、5羽を対照群とする。

接種材料0.03mLずつを試験群に点眼接種し、対照群と共に3週間観察する。

試験開始時及び試験終了時に体重を測定する。

###### 3.5.9.3 判定

観察期間中、対照群においては臨床的な異常を認めてはならず、試験群においては一過性の呼吸器症状及び結膜の充血を呈することがあっても、その他の異常を認めてはならない。

#### 3.5.10 力価試験

##### 3.5.10.1 ニューカッスル病力価試験

###### 3.5.10.1.1 試験材料

###### 3.5.10.1.1.1 接種材料

試験品をリン酸緩衝食塩液又は適当と認められた溶解用液を用いてウイルスが0.03mL当たり1羽分含まれるように濃度を調整し、接種材料とする。

###### 3.5.10.1.1.2 試験動物

生ワクチン製造用材料の規格1.1に適合した発育鶏卵由来の4～5週齢の鶏を用いる。

###### 3.5.10.1.1.3 攻撃ウイルス

強毒ニューカッスル病ウイルス佐藤株で感染させた尿膜腔液であり、約40日齢の鶏の筋肉内に注射し、そのウイルス量を測定するとき、1mL中10<sup>6.0</sup>致死量以上を有するものを用いる。

使用時、リン酸緩衝食塩液を用いて、1mL中10<sup>4.0</sup>致死量となるように濃度を調整する。

###### 3.5.10.1.2 試験方法

試験動物の10羽を試験群、5羽を対照群とする。

試験群に接種材料0.03mLずつを点鼻接種する。2週後に、試験群及び対照群の全てに攻撃ウイルス1mLを筋肉内に注射して攻撃し、2週間観察する。

###### 3.5.10.1.3 判定

試験終了時、試験群は、80%以上が異常なく耐過しなければならない。この場合、対照群は、100

%発病して死亡しなければならない。

### 3.5.10.2 鶏伝染性気管支炎力価試験

#### 3.5.10.2.1 試験材料

##### 3.5.10.2.1.1 接種材料

試験品をリン酸緩衝食塩液又は適当と認められた溶解用液を用いてウイルスが0.03mL当たり1羽分含まれるように濃度を調整し、接種材料とする。

##### 3.5.10.2.1.2 試験動物

生ワクチン製造用材料の規格1.1に適合した発育鶏卵由来の4日齢の鶏を用いる。

##### 3.5.10.2.1.3 中和試験用ウイルス

製造用株を用いる。ただし、ウイルス量は、ウイルスを感染させた尿膜腔液を、生ワクチン製造用材料の規格1.1に適合した9～10日齢の発育鶏卵の尿膜腔内に注射し、ウイルス価を測定するとき、1mL中 $10^{5.0}$ EID<sub>50</sub>以上でなければならない。

##### 3.5.10.2.1.4 発育鶏卵

生ワクチン製造用材料の規格1.1に適合した9～10日齢のものを用いる。

#### 3.5.10.2.2 試験方法

試験動物の10羽を試験群、3羽を対照群とする。

試験群に、接種材料0.03mLを点眼接種し、対照群と共に3～4週間観察する。観察期間中、試験群及び対照群に異常を認めてはならない。

試験終了時、試験群及び対照群から得られた血清についてウイルス希釈法により中和試験を行う。各群の血清は、それぞれ等量をプールし、非働化する。

中和試験用ウイルスを10倍階段希釈し、各段階の希釈液を3群に分け、第1群には試験群のプール血清を、第2群には対照群のプール血清を、第3群にはウイルス対照としてリン酸緩衝食塩水を、それぞれ等量加えて混合する。これらの混合液を4℃で18～24時間又は37℃で60分間処理した後、各段階の希釈液ごとに5個以上の発育鶏卵の尿膜腔内に0.1mLずつ注射し、37℃で7日間培養し、観察する。試験最終日に鶏胚の変化を観察する。

#### 3.5.10.2.3 判定

鶏胚に死亡又は変性（発育不全、カーリング）を認めたものを感染とみなし、中和指数を算出する。ただし、24時間以内に死亡したものは、除外する。

試験群の中和指数は、対照群に対し2.0以上でなければならない。この場合、対照群の中和指数は、ウイルス対照に対し1.0以下でなければならない。

### 4 貯法及び有効期間

有効期間は、1年間とする。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その期間とする。

#### 付記1 細胞増殖用培養液

1,000mL中

トリプトース・ホスフェイト・ブロス

2.95 g

牛血清

50 mL

イーグルMEM

残量

pHを6.8～7.2に調整する。

必要最少量の抗生物質を加えてもよい。



付記2 重層寒天培地

1,000mL中

トリプトース・ホスフェイト・ブロス

2.95 g

牛血清

10 mL

ニュートラルレッド

50 mg

寒天

9 g

イーグルMEM

残量

pHを6.8～7.2に調整する。

必要最少量の抗生物質を加えてもよい。

付記3 抗鶏伝染性気管支炎ウイルス血清

製造用株で免疫した生ワクチン製造用材料の規格1.1に適合した発育鶏卵由来の鶏又は哺乳動物の血清であって、試験品中のウイルスを完全に中和する力価を有するもの。

付記4 抗ニューカッスル病ウイルス血清

製造用株で免疫した生ワクチン製造用材料の規格1.1に適合した発育鶏卵由来の鶏又は哺乳動物の血清であって、試験品中のウイルスを完全に中和する力価を有するもの。